

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答
1	総務省	自治行政局公務員部福利課	<p>地方公務員等共済組合法について、「府職員は地方職員共済組合、特別区職員は市町村職員共済組合の組合員とする」改正を行う場合に、大阪市職員共済組合が解散し、その権利義務等を地方職員共済組合と大阪府市町村職員共済組合に承継する場合にあっては、それらの事項についても法令改正(指定都市組合の解散規定等)が必要となることから、この点についても、関係共済組合間の協議に加え、あらかじめ総務大臣に法令改正の事前協議が行われるものと理解してよいか。</p> <p>※改正が必要となる法令  ・地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)  ・地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)</p>	<p>ご質問の法令改正に係る事前協議については、必要であると考えており、今後適宜調整させていただきます。</p>
2	経済産業省	産業技術環境局計量行政室	<p>(1) 前回の当室からの、適正な計量行政が支障なく実施できる体制を整備して頂きたい、との意見に対し、職員の人員についてご回答いただいたが、各特別区で検査を行うことになるのであれば、特定計量器の検査に必要な設備について、特別区ごとに保有いただくことも必要であるため、人員面のほか、設備面においても、実施体制の確保をお願いしたい。</p> <p>(2) 大阪府は、計量法上の特定市町村(政令で定める市町村又は特別区)として、計量行政を行っているが、計量法上、特定市町村は、①地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市、②同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市、③地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市、④計量法施行令別表第1の第3号に掲げる市町村、である。大阪府が特別区になった場合、上記①～③のどれかにみなされるのか。それとも、計量法施行令別表第1の第3号に特別区を規定することを想定しているのか。</p> <p>また、地方自治法第281条において、「都の区は、これを特別区という。」とされているが、今回、大阪府が移行する「特別区」は、東京都の特別区と異なるものか。それとも、大都市地域における特別区の設置に関する法律第3条に基づき、東京都の特別区と同等のものになるのか。</p> <p>【計量法施行令】  <a href="http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=405CO0000000329&amp;openerCode=1#8">http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=405CO0000000329&amp;openerCode=1#8</a>  関係条文: 第4条、別表第1、附則(平成27年政令第30号)第12条</p>	<p>(1) 現在大阪市では、基準分銅等の検査設備(機材)を計量検査所(大阪市港区)に設置し、当該検査所が計量行政を行っています。特別区設置にあたっては、当該検査所ならびに検査設備(機材)はその所在する特別区が承継することとしており(※1)、その他の特別区は当該検査所を承継した区と連携し、検査設備(機材)を共同利用することにより、その実施体制を確保することとしております。このため、特別区設置準備期間中において検査設備(機材)の共同利用にかかる手法について整理する予定です。</p> <p>(※1) 大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第1項第3号及び同法施行令第18条の規定により、特別区の設置に伴う財産処分は特別区設置協定書の定めるところによると定められており、特別区素案では、行政財産及び物品は事務分担(案)に基づき財産等の所在特別区又は大阪府に承継、普通財産等は所在特別区に承継することを基本と整理しています。</p> <p>(2) 大阪における特別区では、東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務分担としている事務については、事務処理特例条例(※2)での事務移譲を基本としています。このため、現在、計量法上の特定市町村として大阪府が行っている計量行政に関する事務については、大阪府域において特別区が設置された後は、法令上、大阪府の事務と位置づけられることとなりますが、大阪府において事務処理特例条例により当該事務の権限を特別区に移譲することとしています。</p> <p>(※2) 地方自治法第252条の17の2参照</p> <p>また、大阪における特別区は、ご指摘のとおり、大都市地域における特別区の設置に関する法律第3条に基づく「特別区」であり、法制度上は東京都の特別区と同じものとなります。なお、大阪における特別区は、4区では人口45～80万、6区では人口30～55万と中核市を上回る人口規模とし、また、上記の事務処理特例条例での事務移譲等により中核市並みの権限を基本として制度設計していますので、実体としては、中核市並みの自治体として設置することとなります。</p>